

川崎市基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																
○川崎市基金条例 昭和46年3月23日条例第2号	○川崎市基金条例 昭和46年3月23日条例第2号																																
(趣旨)	(趣旨)																																
第1条 本市が設置する基金については、法令その他別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。	第1条 本市が設置する基金については、法令その他別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。																																
(定義)	(定義)																																
第2条 この条例において「積立基金」とは、特定の目的のために資金を積み立てるための基金をいい、「運用基金」とは、特定の目的のために定額の資金を運用するための基金をいう。	第2条 この条例において「積立基金」とは、特定の目的のために資金を積み立てるための基金をいい、「運用基金」とは、特定の目的のために定額の資金を運用するための基金をいう。																																
(種類及び目的)	(種類及び目的)																																
第3条 基金の種類及び設置の目的は、次の各号の表に掲げるとおりとする。	第3条 基金の種類及び設置の目的は、次の各号の表に掲げるとおりとする。																																
(1) 積立基金	(1) 積立基金																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基金の種類</th> <th style="text-align: center;">設置の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市営住宅等敷金基金</td> <td>市営住宅及び特定公共賃貸住宅の敷金の返還に充てる。</td> </tr> <tr> <td>奨学事業基金</td> <td>奨学事業の資金に充てる。</td> </tr> <tr> <td>財政調整基金</td> <td>財政の健全な運営に資するための資金に充てる。</td> </tr> <tr> <td>勤労者福祉共済事業基金</td> <td>勤労者福祉共済事業の資金に充てる。</td> </tr> <tr> <td>民間社会福祉事業従事者福利厚生等事業基金</td> <td>民間社会福祉事業従事者の福利厚生事業及び研修事業の資金に充てる。</td> </tr> <tr> <td>公害健康被害補償事業基金</td> <td>公害健康被害者の健康回復促進事業の資金に充てる。</td> </tr> <tr> <td>公共下水道事業基金</td> <td>公共下水道整備事業の資金に充てる。</td> </tr> </tbody> </table>	基金の種類	設置の目的	市営住宅等敷金基金	市営住宅及び特定公共賃貸住宅の敷金の返還に充てる。	奨学事業基金	奨学事業の資金に充てる。	財政調整基金	財政の健全な運営に資するための資金に充てる。	勤労者福祉共済事業基金	勤労者福祉共済事業の資金に充てる。	民間社会福祉事業従事者福利厚生等事業基金	民間社会福祉事業従事者の福利厚生事業及び研修事業の資金に充てる。	公害健康被害補償事業基金	公害健康被害者の健康回復促進事業の資金に充てる。	公共下水道事業基金	公共下水道整備事業の資金に充てる。	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基金の種類</th> <th style="text-align: center;">設置の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市営住宅等敷金基金</td> <td>市営住宅及び特定公共賃貸住宅の敷金の返還に充てる。</td> </tr> <tr> <td>奨学事業基金</td> <td>奨学事業の資金に充てる。</td> </tr> <tr> <td>財政調整基金</td> <td>財政の健全な運営に資するための資金に充てる。</td> </tr> <tr> <td>勤労者福祉共済事業基金</td> <td>勤労者福祉共済事業の資金に充てる。</td> </tr> <tr> <td>民間社会福祉事業従事者福利厚生等事業基金</td> <td>民間社会福祉事業従事者の福利厚生事業及び研修事業の資金に充てる。</td> </tr> <tr> <td>公害健康被害補償事業基金</td> <td>公害健康被害者の健康回復促進事業の資金に充てる。</td> </tr> <tr> <td>公共下水道事業基金</td> <td>公共下水道整備事業の資金に充てる。</td> </tr> </tbody> </table>	基金の種類	設置の目的	市営住宅等敷金基金	市営住宅及び特定公共賃貸住宅の敷金の返還に充てる。	奨学事業基金	奨学事業の資金に充てる。	財政調整基金	財政の健全な運営に資するための資金に充てる。	勤労者福祉共済事業基金	勤労者福祉共済事業の資金に充てる。	民間社会福祉事業従事者福利厚生等事業基金	民間社会福祉事業従事者の福利厚生事業及び研修事業の資金に充てる。	公害健康被害補償事業基金	公害健康被害者の健康回復促進事業の資金に充てる。	公共下水道事業基金	公共下水道整備事業の資金に充てる。
基金の種類	設置の目的																																
市営住宅等敷金基金	市営住宅及び特定公共賃貸住宅の敷金の返還に充てる。																																
奨学事業基金	奨学事業の資金に充てる。																																
財政調整基金	財政の健全な運営に資するための資金に充てる。																																
勤労者福祉共済事業基金	勤労者福祉共済事業の資金に充てる。																																
民間社会福祉事業従事者福利厚生等事業基金	民間社会福祉事業従事者の福利厚生事業及び研修事業の資金に充てる。																																
公害健康被害補償事業基金	公害健康被害者の健康回復促進事業の資金に充てる。																																
公共下水道事業基金	公共下水道整備事業の資金に充てる。																																
基金の種類	設置の目的																																
市営住宅等敷金基金	市営住宅及び特定公共賃貸住宅の敷金の返還に充てる。																																
奨学事業基金	奨学事業の資金に充てる。																																
財政調整基金	財政の健全な運営に資するための資金に充てる。																																
勤労者福祉共済事業基金	勤労者福祉共済事業の資金に充てる。																																
民間社会福祉事業従事者福利厚生等事業基金	民間社会福祉事業従事者の福利厚生事業及び研修事業の資金に充てる。																																
公害健康被害補償事業基金	公害健康被害者の健康回復促進事業の資金に充てる。																																
公共下水道事業基金	公共下水道整備事業の資金に充てる。																																

改正後		改正前	
港湾整備事業基金	港湾整備事業の資金に充てる。	港湾整備事業基金	港湾整備事業の資金に充てる。
庁舎整備基金	庁舎整備の資金に充てる。	庁舎整備基金	庁舎整備の資金に充てる。
減債基金	市債の償還の資金に充てる。	減債基金	市債の償還の資金に充てる。
文化振興基金	文化振興事業の資金に充てる。	文化振興基金	文化振興事業の資金に充てる。
緑化基金	都市緑化推進事業の資金に充てる。	緑化基金	都市緑化推進事業の資金に充てる。
市営住宅等修繕基金	市営住宅及び特定公共賃貸住宅の修繕の資金に充てる。	市営住宅等修繕基金	市営住宅及び特定公共賃貸住宅の修繕の資金に充てる。
心身障害者福祉事業基金	心身障害者の総合福祉事業の資金に充てる。	心身障害者福祉事業基金	心身障害者の総合福祉事業の資金に充てる。
災害遺児等援護事業基金	災害遺児等援護事業の資金に充てる。	災害遺児等援護事業基金	災害遺児等援護事業の資金に充てる。
国際交流基金	国際交流事業の資金に充てる。	国際交流基金	国際交流事業の資金に充てる。
地域環境保全基金	地域環境保全に関する知識の普及その他地域環境保全活動の推進を図る事業の資金に充てる。	地域環境保全基金	地域環境保全に関する知識の普及その他地域環境保全活動の推進を図る事業の資金に充てる。
長寿社会福祉振興基金	地域福祉事業の資金に充てる。	長寿社会福祉振興基金	地域福祉事業の資金に充てる。
都市整備事業基金	都市計画事業及び都市施設の整備事業の資金に充てる。	都市整備事業基金	都市計画事業及び都市施設の整備事業の資金に充てる。
資源再生化基金	資源再生化事業の資金に充てる。	資源再生化基金	資源再生化事業の資金に充てる。
鉄道整備事業基金	鉄道及び軌道整備事業並びに新駅設置の資金に充てる。	鉄道整備事業基金	鉄道及び軌道整備事業並びに新駅設置の資金に充てる。
競輪施設等整備事業基金	競輪施設等の整備事業の資金に充てる。	競輪施設等整備事業基金	競輪施設等の整備事業の資金に充てる。
介護保険給付費準備基金	介護保険事業の保険給付等の資金に充てる。	介護保険給付費準備基金	介護保険事業の保険給付等の資金に充てる。
競輪事業運営基金	競輪事業の円滑な運営のための資金に充てる。	競輪事業運営基金	競輪事業の円滑な運営のための資金に充てる。
地球環境保全基金	地球温暖化対策等の資金に充てる。	地球環境保全基金	地球温暖化対策等の資金に充てる。

改正後		改正前	
等々力陸上競技場整備基金	等々力陸上競技場整備の資金に充てる。	等々力陸上競技場整備基金	等々力陸上競技場整備の資金に充てる。
学校施設整備基金	市立学校の施設整備の資金に充てる。	学校施設整備基金	市立学校の施設整備の資金に充てる。
大規模災害被災者等支援基金	大規模災害の被災者等の支援事業の資金に充てる。	東日本大震災被災者等支援基金	東日本大震災の被災者等の支援事業の資金に充てる。
川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業基金	川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業の資金に充てる。	川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業基金	川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業の資金に充てる。
動物愛護基金	動物愛護事業の資金に充てる。	動物愛護基金	動物愛護事業の資金に充てる。
(2) 運用基金		(2) 運用基金	
基金の種類	設置の目的	基金の種類	設置の目的
土地開発基金	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得する資金に充てる。	土地開発基金	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得する資金に充てる。
2 前項に規定する設置の目的のほか、金融機関に預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に規定する保険事故が発生した場合は、基金を相殺による借入金の償還その他の債務の履行の資金に充てることができる。		2 前項に規定する設置の目的のほか、金融機関に預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に規定する保険事故が発生した場合は、基金を相殺による借入金の償還その他の債務の履行の資金に充てることができる。	